

2生私行第3889号
令和3年2月8日

東京都所轄学校法人理事長 殿
東京都所轄準学校法人理事長 殿

東京都生活文化局私学部
私学行政課長 伊与 浩暁
(公印省略)

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
及び「私立学校法施行規則の一部を改正する省令」の施行について（通知）

平素より、東京都の私学行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記のことについて、文部科学省から通知がありましたので、別添のとおりお知らせいたします。今回の法改正は、学校法人の役員に関する補償契約や役員賠償責任保険契約に係る法的位置付けと手続き上の規律を定める内容となっています。また、役員賠償責任保険契約に関して、適用除外となる保険契約の範囲が私立学校法施行規則に定められることとなりました。

本改正の趣旨や留意事項等を十分に御了知のうえ、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

東京都生活文化局私学部私学行政課
専修各種学校担当 03-5388-3192
幼稚園担当 03-5388-3193
小中高校担当 03-5388-3194